

幼児教育・保育の無償化

1号認定「預かり保育料」の無償化

市より**保育の必要性**(※下記参照)の認定を受け、教育時間(1号認定)の利用時間に加えて預かり保育を利用する場合は、利用日数に応じて下記の月額上限額までの範囲で無償化されます。(新2号・新3号認定)。

申し込みの際には、施設等利用給付申請書(書類番号⑤)と合わせ、就労証明書など保育の必要性を証明できる書類(※下記参照)を市へ提出していただきます。

また、保育を必要とする事由が妊娠・出産、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、認定期間の更新や事由の変更手続きが必要となります。

○新2号認定

共働き世帯のお子さんなど、保育の必要性がある3歳児クラスから5歳児クラス(小学校就学前)までのお子さんが対象です。(月額上限額 11,300円)

○新3号認定

満3歳になった日から最初の3月31日までのお子さんは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象です。(月額上限額 16,300円)

<保育を必要とする事由一覧>

保育を必要とする事由	添付書類
	※申立書は、市の窓口で配布またはホームページからダウンロードもできます。
就労(月で48時間以上の場合)	就労証明書 ※勤務先に提出して証明を受けてください。
妊娠・出産	母子手帳の写し、妊娠・出産に関する申立書
保護者の疾病・障がい	診断書、障がい者手帳の写し(交付されている場合のみ) 疾病・障がいに関する申立書
親族の介護・看護	診断書、障がい者手帳の写し(交付されている場合のみ) 介護・看護に関する申立書
災害復旧	罹災証明書等、災害復旧に関する申立書
求職活動 (起業準備含む)	求職活動に関する申立書 ※求職活動中の事由で申し込む場合、約3ヶ月間の認定となります。
就学(職業訓練含む)	在学証明書や授業時間が確認できる資料 就学(職業訓練)に関する申立書
育児休業中の既こども 園利用児の継続利用	育児休業の取得期間を記載した就労証明書(同封) ※育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもであること。
虐待・DVのおそれ	
その他、上記に類する状態として市が認める場合	

<預かり保育における施設等利用費の算定イメージ>

例1 ※時間設定の認定こども園の場合	例2 ※日額設定の認定こども園の場合
【前提】 預かり保育料：200円/時間 ひと月の合計利用日数：15日 ひと月の合計利用時間数：40時間 の場合 ≪A：預かり保育の月額上限額≫ 450円(日額上限額)×15日＝6,750円までが 無償化となります。 ≪B:実際の預かり保育料≫ 200円/時間×40時間＝8,000円 A：6,750円<B：8,000円のため、無償化の 額を超えた<u>1,250円</u>が保護者負担(※施設へ支払) となります。	【前提】 預かり保育料：400円/日 ひと月の合計利用日数：20日 ≪A：預かり保育の月額上限額≫ 450円(日額上限額)×20日＝9,000円までが 無償化となります。 ≪B:実際の預かり保育料≫ 400円/日×20日＝8,000円 A：9,000円>B：8,000円のため、無償化の 範囲内となるので保護者負担はありません。

※各施設で日額・時間設定、預かり保育料が異なるため、詳細は各施設へお問い合わせください。

※利用日数・時間に応じて月額の上限額は変動します。(日額上限額：450円×利用日数)

問い合わせ先：湯沢市福祉保健部子ども未来課児童福祉班
〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号
TEL: (0183) 78-0166